



市民病院

ハナちゃん通信

問合せ
市民病院管理課
☎(48)5050

セカンドオピニオンをご存知ですか？

例えばがんの告知を受けたとき、治療方針を決めるにあたって主治医とは別の医師の意見も聞く仕組みをセカンドオピニオンといいます。

セカンドオピニオンとは、医師を変えることなく、主治医との良好な関係を保ちながら、複数の医師の意見を聞くことです。

医療が進歩してさまざまな治療法が生まれています。そこで、ご自身にとって最善と考えられる治療を、患者と主治医で選ぶために主治医以外の医師の意見を聞きます。「どんなリスクがあるのか」「ほかにどんな選択肢があるのか」を知った上で治療法を選ぶことは、患者の持つ基本的な権利です。

ただし、セカンドオピニオン外来を受診する場合は、診療ではなく相談になるため、健康保険給付の対象とはならず、全額自己負担となります。

セカンドオピニオンを受けたいときは、以下の点に注意して準備しましょう。

- ①疑問点は、先に主治医の意見をきちんと聞きましょう。
- ②主治医に診療情報提供書（紹介状）を書いてもらいましょう。
- ③病院によって、受け入れ体制、予約の有無、費用などが違いますので、受け入れ先に確認しましょう。
- ④病気の経過と聞きたいことを、まとめておきましょう。

セカンドオピニオンは、単純に病院や医師を変えることではありません。まず主治医にセカンドオピニオンを受けたい旨を伝えましょう。

「主治医に伝える前に相談したいけど、どうしたらいいのかな？」など、お困りのことがありましたら、地域連携室にご相談ください。

国民健康保険からのお知らせ

会社を退職する人へ

公的医療保険は、必ずいずれかに加入することが義務付けられています。退職により会社などの健康保険を喪失した場合、国保への加入以外にも次の方法があります。

【任意継続被保険者になる】

退職した会社の健康保険に2か月以上加入していた人は、会社を退職して20日以内に手続きすれば、会社の健康保険を引き続き最高2年間継続することができます。

【家族が加入している健康保険の被扶養者になる】

被保険者に主として生計が維持されている三親等以内の親族で、次のいずれかの要件を満たしている人は、被扶養者として会社などの健康保険に加入できる場合があります。

- ・満60歳未満で年間収入が130万円未満である
- ・満60歳以上、または障害年金受給資格者で年間収入が180万円未満である

詳しくは、加入している健康保険組合にお問い合わせください。

●国民健康保険の手続きは14日以内に

国民健康保険へ加入する場合、健康保険の資格を喪失した日から14日以内に手続きしてください。14日を経過してから手続きした場合、その間の医療費は全額自己負担になります。また、本来加入すべきであった日にさかのぼって国保税が計算されます。

●納付は便利な口座振替で

口座振替は納め忘れがなく、納期のたびに金融機関へ行く手間が省けます。口座振替への変更は納税通知書、通帳と届出印を持参し、市内金融機関または税務課で手続きできます。

便利な口座振替を是非ご利用ください。

●非自発的失業軽減制度があります

非自発的失業（倒産、解雇、雇い止めなど）をした人は、国保税の軽減が受けられる制度があります。手続きに関する詳細は市ホームページをご覧ください。

問合せ 国保年金課国保係